

新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開の留意事項

1 保健管理等について

(1) 感染症対策について (児童生徒・教職員)

①基本的な感染症対策の実施

1) 「感染源を絶つこと」

○ 検温等健康チェック

- ・ 登校前には、必ず自宅で検温する。
- ・ 発熱や咳の症状がある場合は登校させない。
(別紙3:健康チェックカード使用)
- ・ 登校後に体調が変化した場合などは、必ず検温を行う。

感染症対策のポイント

「感染源を絶つこと」

「感染経路を絶つこと」

「抵抗力を高めること」

○ 教員による活動中の健康観察とその対応

- ・ 朝の健康観察実施を徹底する。(登校前に確認できなかった児童生徒等については、保健室等での検温及び風邪症状の有無を確認する。)
- ・ 健康チェックカードに体調不良を訴えている家族がいる旨の記載があった場合は、こまめに児童生徒本人の健康観察を行う。(児童生徒に発熱や咳などの症状がなければ生徒本人から他者に感染させるリスクは低いと考えられているので、登校して差し支えない。)
- ・ 登校後に体調が悪くなった児童生徒については、保護者に連絡して速やかに下校させる。なお、保護者が迎えに来るまでの間については、他の児童生徒等と接触しないようスペースを区切るなどして保健室で休養させる。

2) 「感染経路を絶つこと」

○ 学校における基本的な感染症対策の徹底

- ・ 石けん等による手洗いを励行する。(授業開始前、休み時間ごと、給食前等)
- ・ 咳エチケットを徹底する。

○ 校内の保健管理体制を整える

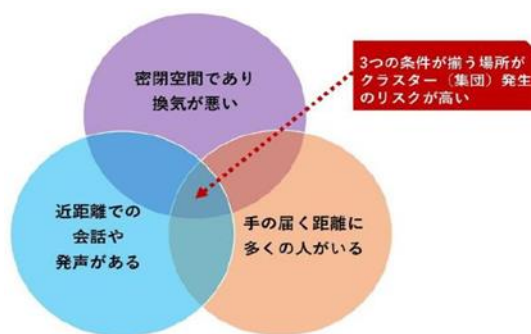
- ・ 学校医及び学校薬剤師等と連携し、環境衛生を保つ。
- ・ 教職員は、手袋やマスクを着用して校内の消毒等を実施する。(消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等を使用)
 - a. 教室(机、いす、ドア取手、窓取手、黒板ふき、ごみ箱など)
 - b. トイレ、手洗い場(水洗レバー、トイレトーパーホルダー、手洗い場など)
 - c. 体育館(児童生徒が共用で使用する物品、照明スイッチ等)
 - d. 配膳室等給食で使用する部屋のドア取手、収納庫等
 - e. 保健室のベッド周り(使用したシーツ等は交換)

3) 「抵抗力を高めること」

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心がけるよう指導すること。

② 集団感染のリスクへの基本的な対応

- ・ 国専門家会議が3月9日に示した見解によれば、これまで集団感染が確認された場に共通するのは、「換気の悪い密閉空間」「多くの人が密集」「近距離での会話や発声」という3つの条件が重なった場とされている。
- ・ こうした場ではより多くの人々が感染していたと考えられているため、この3つの条件が同時に重なる場を徹底的に避けることが重要である。
- ・ 国専門家会議が3月19日に示した提言では、この3つの条件が同時に重なる場を避けるため、次の3つの対策により、保健管理や環境衛生を良好に保つ取組を進めていくことが重要とされている。



- ① 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底（飛沫を室内から排除する）
- ② 多くの人々が手の届く距離に集まらないための配慮（接触を避ける）
- ③ 至近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える（飛沫の吸い込み、接触を避ける）

- ・ この専門家会議の提言を踏まえ、学校においては以下のような対応を行う。
 - 1) 換気の徹底
教室等のこまめな換気を実施する。
 - ・ 原則として窓を常時開放する。なお、可能であれば2方向の窓を同時に開ける。
 - ・ 天候等により常時開放が難しい場合でも30分毎に10分程度は行う。
 - ・ 衣服等による温度調節にも配慮する。
 - 2) 密集しないための工夫
 - ・ 集会等で並ぶ際は、学年を分散するなど両腕を広げて手がぶつからない程度の間隔をあける。（人数の配慮）
 - ・ 体育や部活動で、集合して顧問や部長が指示を出す場合などにおいては、できる限り大きな円を描くように並ばせる。（並び方の配慮）
 - 3) 近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等
多くの学校においては、人の密度を下げることに限界があり、学校教育活動上、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じると考えられることから、飛沫を飛ばさないよう咳エチケットの要領でマスクを装着するなど指導を行う。

（手作りマスクの作成方法については、子どもの学び応援サイト等を参考）

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html

(2) 出席停止等の扱いについて

- ・ 児童生徒等の感染が判明した場合は治癒するまで出席停止とする。
治癒するとは、医師による治癒証明書が提出されたことによる。
- ・ 児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間、出席停止とする。
- ・ 児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられるときは自宅で休養するよう指導する。（出席停止と記録）

(3) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等について

① 登校の判断

＜医療的ケアを必要とする児童生徒等（以下「医療的ケア児」という）＞

呼吸器の障がいを持ち、気管切開や人工呼吸器を使用するものも多く、重症化するリスクが高いため、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき、個別に登校の判断をする。

＜基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等（基礎疾患児）＞

糖尿病、心不全、呼吸器疾患の基礎疾患のある児童生徒、透析を受けている児童生徒、免疫抑制剤や抗がん剤を用いている児童生徒等は、免疫力が低下するなど重症化するリスクが高いため、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医と相談の上、個別に登校の判断をする。

② 登校の判断にかかる欠席の扱い

「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰することができない事由により、校長が出席しなくてもよいと認めた日（出席停止として記録）」として扱う。

③ 学校教育活動における感染対策

ア 教職員は、自身の発熱等の風邪症状の確認を徹底し、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなど、一層の感染対策を行う。

イ 校外活動等に際しては、共有の物品がある場所や不特定多数のいる場所の利用を避ける配慮をする。

ウ 医療的ケア児等が多数在籍する重度重複障がい学級の児童生徒は、基本的に教室内で学習し、他の教室の児童生徒及び職員との接触を極力避ける。また、教室への入室者は必要最低限の者とし、入室のたびに手洗い又は手指消毒を行う。（入口に手指消毒液を設置）

(4) 海外から帰国した児童生徒等の対応について

ア 「検疫強化対象地域」「入管法に基づく入国制限対象地域」に滞在歴がある場合は、政府の要請に基づく2週間の自宅等での待機を経ていることを確認したうえで、健康状態に問題がなければ登校させる。

イ その他の地域に滞在歴がある場合は、潜伏期間とされる2週間、厳重な健康観察と日常の感染予防対策を行ったうえで登校させる。

※検疫強化対象地域等は随時更新されるので最新の情報に留意すること。

(5) 心のケアについて

- ・ 学級担任や養護教諭等が児童生徒の健康観察等を行う中で、児童生徒の状況について普段以上に丁寧に把握し、必要な場合は面談を実施した上でスクールカウンセラー等による支援を行うなど、児童生徒の心のケアに取り組む。
- ・ 年度当初に相談機関一覧を児童生徒や保護者に配布し、相談窓口の活用について改めて周知する。

(6) 感染者、濃厚接触者などに対する偏見や差別について

- ・ いじめや偏見が起きないように、感染症に関する正しい知識を伝えるとともに、教育課程を工夫し、児童生徒への指導等を必ず実施する。なお、今後、特別活動・保健体育（保健）・保健指

導の時間に、簡単に利用できる教材等を資料として提示する。

(内容例)

ア 新型コロナウイルス感染症の基礎的な知識

イ 濃厚接触者の定義を知ることを通して、安全に生活できる理由

2 学習指導に関すること

(1) 一斉臨時休業に伴う学習の遅れについて

① 学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り必要な措置を講じる。

- ・ 教育課程内で補充のための授業を実施する。
- ・ 教育課程に位置付けない補習を実施する。
- ・ 家庭学習を適切に課す。

② 進学する児童生徒に対して未指導となった事項がある場合、小中、中高で連携して措置を講じる。

- ・ 児童生徒の学習状況を進学元と進学先の学校で共有し、実態に応じた必要な学習を行う。

(2) 補充のための授業等を行う場合の留意点

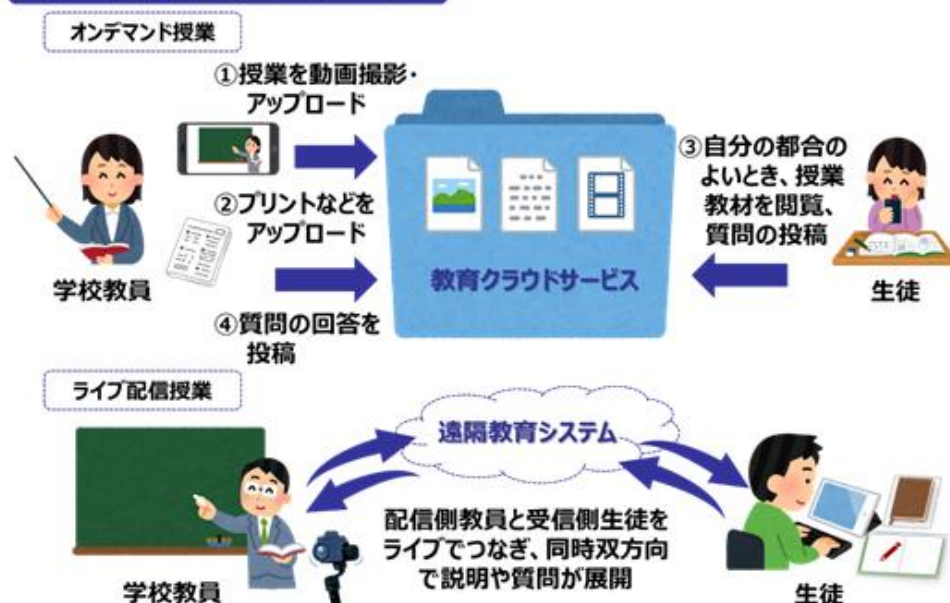
補充のための授業等の必要な措置を講じる場合は、児童生徒の学習状況や教職員の勤務状況を十分に考慮し、以下の点に留意する。

- ・ 教育課程内で補充のための授業を実施するなど、必要な措置を講じることのみを理由に標準授業時数を超えて授業時数を確保する必要は必ずしもないこと。
- ・ 長期休業期間を短縮したり土曜日に授業を行ったりすることは可能であるが、以下の点に配慮すること。
 - 児童生徒の負担が過重とならないように配慮する。
 - 各学校の指導体制に見合った授業日数・授業時数となっているかなど、教職員の負担が過重とならないように配慮する。

(3) 自宅で過ごす児童生徒への学習支援

出席停止等になった児童生徒の学習支援を行うため、学習プリントやe-ラーニング（教育クラウドサービスや遠隔教育システム等を活用）による学習支援を行う。

e-ラーニングによる学習支援の仕組み



教科書を十分に活用して補充のための授業等を行うための教科書会社のサイト

- ・ 学校図書 臨時休校に伴う会員限定コンテンツの公開のご案内
<https://gakuto.co.jp/contents-worksheet/>
- ・ 啓林館 新型コロナウイルス感染拡大に伴った学習支援コンテンツ公開のお知らせ
<https://www.shinko-keirin.co.jp/keirinkan/chu/gakusysien/>
- ・ 東京書籍 新型コロナウイルス感染症対策による学校の臨時休業に対応するお知らせ
<https://www.tokyo-shoseki.co.jp/news/detail/150?rt=https%3A%2F%2Fwww.tokyo-shoseki.co.jp%2F>
- ・ 日本文教 新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業に伴う令和2年4月からのご指導について
https://www.nichibun-g.co.jp/temporary_closure_dl/
- ・ 光村図書 「新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休校に伴う、令和2年4月からのご指導について（小学校国語・中学校国語）」
<https://www.mitsumura-tosho.co.jp/oshirase/20200306.html>
- ・ 明治図書 臨時休校対策として学校用教材付属コンテンツを公開いたします
<https://www.meijitoshosha.co.jp/info/?id=20200152>
- ・ 教育芸術 学校臨時休校に伴い、児童生徒が家庭で学習する際の参考となる音源をホームページ上に公開しました
<https://www.kyogei.co.jp/topics.html?itemid=412&dispmid=823>

3 入学式及び修学旅行等の学校行事の実施に関すること

入学式や始業式については、前述した3つの条件が重ならないよう、感染拡大防止の対策を講じた上で実施する。

ア 入学式

【県立学校共通の取組】

- ・ 集団感染のリスクが高い3つの条件の重複を回避し、参加者の限定や短時間の開催とする。
- ・ 基本的な感染症予防対策（事前の健康観察、手洗い、咳エチケット等）を徹底する。
- ・ 原則として全員がマスクを着用し、歌唱は行わない。（音楽のみを流す）
- ・ 全体集合写真の撮影は行わない。
- ・ 入学式の参加者については、原則として令和元年度の卒業式と同じ（児童・生徒、教職員のみ）とするが、3つの条件の重複を回避できる場合は保護者の参加も可とする。

【県立高校・中学校】

- (1) 保護者を参加させる場合は各家庭1名とする。
- (2) 大規模校等で3つの条件の重複が回避できない場合、以下のような工夫を検討する。
 - ・ 保護者を控室に待機させ、音声または映像を配信する。
 - ・ 保護者を複数グループに分けて時間を区切って式場に入ってもらおう。
 - ・ 式を2回に分けて実施する。
- (3) 式終了後に教室で説明会等を行う場合は、新入生と保護者を分けて行うなどの工夫を講じる。

【県立特別支援学校】

- ・各校の状況（新生生の数、式場の広さ等）に応じて、小・中・高等部で別々に式を実施するなどの工夫を行い、3つの条件の重複を回避する。

イ 始業式

- ・学年毎の実施や校内放送設備等を活用するなど人の密集を回避する。

ウ 修学旅行

【県立高校】 当面予定なし。（秋頃予定）

【県立特別支援学校】 4月、5月の修学旅行は延期する。（夏以降予定）

エ 参観日

- ・時間を分けて参観を行うなど、密集を回避する。

オ その他

- ・年度始めに行う諸活動は、感染症対策を講じたり、校内放送設備等を活用する。

4 部活動に関すること

以下の事項を徹底したうえで実施する。

(1) 基本的事項

- ・手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底する。
- ・発熱等の風邪の症状がみられる生徒については、活動を見合わせ、自宅で休養させる。（健康チェックカード参考）
- ・3つの条件が重ならないよう、以下を参考に実施内容や方法を工夫する。
 - ① 体育館・柔剣道場・音楽室・教室等の屋内で実施する際には、換気の悪い密閉空間にしないための換気を徹底する。
 - ② 部室や更衣室等の利用に当たっては、短時間の利用としたり、一斉に利用しないなどに留意するよう指導する。
 - ③ 複数の部活動が一斉に活動しないよう活動時間を分散し、密集を避ける。また、短時間の活動となるよう配慮する。
 - ④ 競技の特性上、身体接触を避けられない競技（柔道・レスリング等）はマスクを着用することも考えられる。
 - ⑤ 合唱や吹奏楽では、密集をできるだけ避け、離れた場所でパート別に練習を行う等配慮する。
 - ⑥ 飲食を伴う部活動については、机上等の衛生管理の徹底、手洗い、エプロンやマスク着用、対面での飲食を避ける等配慮する。
- ・飲料用ボトルやタオル・ビブスなどの共有はしない。
- ・用具や器具等の使用前後に消毒を徹底する。
- ・顧問（部活動指導員）は、活動中も健康、安全を見守る。
- ・休日の活動の際には自宅で検温を行い参加の判断をする。
- ・生徒本人と保護者の意向を尊重し、参加の強制はしない。

(2) 対外練習試合・県内外遠征等について

- ・県内学校との練習試合や県内遠征等については、相手校の感染状況・感染対策等を確認した上で、両校の校長が判断して実施する。

- ・ 県外学校との練習試合や県外遠征については、県教育委員会と相談し、実施の判断をする。
 - ・ 公共交通機関を利用して移動する場合は、マスクを着用の上、混雑する時間帯を避ける等の工夫をする。
 - ・ マイクロバス等を利用して移動する場合は、マスクを着用の上、座席の間隔を空けることや、30分に1回換気をするなど、3つの条件が重ならないよう工夫する。
 - ・ 宿泊を伴う場合には、宿泊施設による感染予防対策を確認の上、3つの条件が重ならないよう配慮する。
- (3) 大会への参加について
- ・ 大会に参加する場合は、主催団体による感染予防対策等を確認の上判断する。

5 学校給食に関すること

以下の事項を徹底したうえで実施する。

- ・ 対面での飲食を避ける。
 - ・ 給食前の健康チェックを行う。(発熱・腹痛・下痢など)
 - ・ 手洗いを徹底する。(清潔な手指で食器及び食品を扱う)
 - ・ 配膳時には清潔なエプロン・マスクを着用する。(当番の児童生徒、教職員)
 - ・ 配膳台や机上の衛生管理を徹底する。
- (学校給食衛生管理基準参照 H23.3月発行 一部抜粋)

6 公立学校の教職員の出勤等の服務に関すること

- (1) 教職員自ら症状がある場合
- ・ PCR検査を受け結果が出るまでは特別休暇とする。
 - ・ PCR検査の結果(陽性又は陰性)が出た後は療養休暇とする。
- (2) 教職員が濃厚接触者の場合
- ・ 保健所の指示により自宅待機している間は特別休暇とする。
 - ・ PCR検査で陽性になった後は療養休暇とする。
- (3) 海外渡航した教職員の場合
- ・ 検疫法に基づく停留の対象となった場合は特別休暇とする。
 - ・ 検疫法に基づく停留がない場合
 - ▶ 帰国後2週間の経過観察中に症状がない場合は出勤可能とする。
 - ▶ 帰国後2週間の経過観察中に症状がある場合はPCR検査を受け結果が出るまでは特別休暇とする。

7 放課後等デイサービスのための学校の教室等の活用等に関すること

放課後等デイサービスにおいて一定のスペースを確保し密集性を回避するため、各特別支援学校は地域の放課後等デイサービス事業所と連絡を取り合い、デイサービスの活動場所として学校施設の活用を推進する。

8 新型コロナウイルス感染症の影響による家計の急変への対応

- (1) 県立高等学校における入学料等の取扱いについて
- 入学料について

保護者等の申し出により猶予を行う。

○ 授業料について

保護者等の申請により規定に基づき減免を行う。

○ 長野県高等学校等奨学金について

保護者等の申請により修学が困難となった生徒を対象に特例措置として貸与する。

(別紙4：リーフレット参照)

(2) 県立特別支援学校

○ 特別支援教育就学奨励費について

新型コロナウイルス感染症の影響等により、保護者等の収入額に著しい減少が生じた場合は、保護者等の申し出により、学用品や給食等の費用を補助する就学奨励費の支弁区分の認定を行う。

※ 別途、ご案内する予定です。(一部は通知済み)

9 その他

(1) 各教科等の指導における留意事項

<共通>

- ・ ディスカッション等の対話を行う授業では、児童生徒が手の届かない距離を保つ等、密集性に配慮する。
- ・ 音楽の歌唱や体育の身体接触を伴う競技等、感染の可能性がある一部の実技指導においては、単元の入替え等、指導の順序の変更の工夫などが考えられる。
- ・ インターンシップ等の校外実習については、地域の感染状況を見ながら実施の可否を判断していく。なお、幼児・高齢者・病気療養者と接する実習・業務は、原則として避ける。不特定多数の人々と接する実習・業務については、なるべく避ける。

<特別支援学校>

- ・ 飛沫の飛びやすいマットやトランポリンなどを使用した活動は控える。
- ・ 職場実習、校外学習については、地域の感染状況を見ながら実施の可否を判断する。

(2) スクールバス利用時の配慮について

- ・ バス停ごとに換気を行う。
- ・ 常時外気循環設定で走行する。
- ・ 乗車中は会話を控えるよう指導する。
- ・ 感覚過敏等のある児童生徒以外はマスクを着用するように指導する。

(3) 定期健康診断について

- ・ 児童生徒と学校医等の接触を伴うことから、学校医等と実施方法を十分相談し検討する。
(3月19日付け文部科学省事務連絡)
- ・ 健康診断項目のうち、心疾患に係る検診及び結核検診は、突然死の防止や感染症予防等生命に関わるものであることから、集団感染のリスクを下げる工夫をしてなるべく早期に実施する。